

# ご紹介内容

## ◆ 設備投資

生産性向上や省人化・省力化に資する投資等への補助

## ◆ IT、研究開発

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入や、産学官連携による研究開発を支援

## ◆ 小規模事業者支援、海外展開、事業承継

国内外の販路開拓支援、事業承継時の投資や専門家活用等の補助

## ◆ 省エネルギー、サーキュラーエコノミー

省エネ効果の高い設備への入替の補助や、資源の有効利用と経済成長の両立に向けた取組を支援

## ◆ エッセンシャルサービス、人材、税制、支援機関

小売・卸売、医療・介護等、生活必需品の産業の効率的運営や、人材の確保、設備投資等における税制優遇策のほか、各支援機関を紹介

販路開拓等に取り組む皆様へ

令和7年度補正予算

# 「小規模事業者持続化補助金（通常枠）」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

50万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

## 【補助率】

2/3

(賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については3/4)

## 【第19回公募スケジュール】

公募要領公開：1月28日(水)

申請受付開始：3月6日(金)

申請受付締切：4月30日(木)

## 【関連融資制度】

補助対象経費総額

自己負担

持続化補助金  
補助率  
2/3

補助対象経費の資金調達に活用できる無担保・無保証の融資制度  
「小規模事業者経営改善資金（マル経融資）」

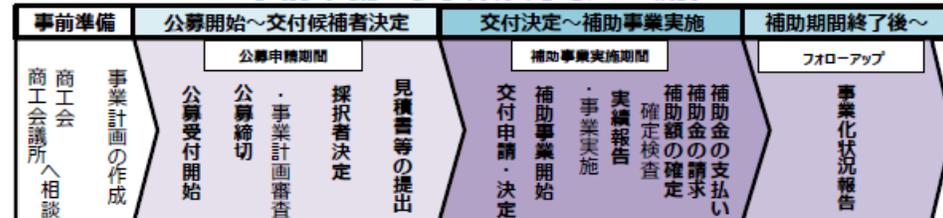
◎限度額：2,000万円

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

例. 最近1年以上同一地区内で事業を行っていること等

詳しくは、お近くの商工会、商工会議所にお問い合わせください。

## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 概要

補助率	2/3
補助上限	50万円
インボイス特例	インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ
賃金引上げ特例	賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

### 【特例要件】

- インボイス特例 ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
- 賃金引上げ特例 ⇒ 事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

### 【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

### 活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

### 活用事例②

醬油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

事務局HP：



商工会地区HP



商工会議所地区HP



GLS ID  
取得

販路開拓等に取り組む創業者の皆様へ

令和7年度補正予算

## 「小規模事業者持続化補助金（創業型）」

地域の雇用や産業を支える創業後1年以内の小規模事業者の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します

## 【事業目的】

創業後1年以内の小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援

※従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

## 【補助上限】

200万円

(特例を活用した場合は最大250万円)

## 【補助率】

2 / 3

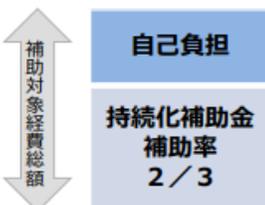
## 【第3回公募スケジュール】

公募要領公開：2026年1月28日

申請受付開始：2026年3月6日

申請受付締切：2026年4月30日

## 【関連融資制度】



補助対象経費の資金調達に活用できる融資制度

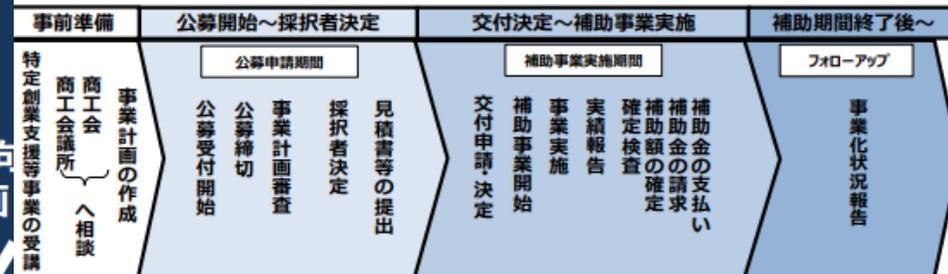
## 「新規開業・スタートアップ支援資金」

- ◎ 限度額：7,200万円
- ◎ 返済期間：設備資金 20年以内  
運転資金 (原則) 10年以内

※融資のご利用には、一定の要件・審査があります。

詳しくは、お近くの日本政策金融公庫にお問い合わせください。

## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

## 【申請要件】

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。

※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

## 【特例要件】

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

## 【対象経費】

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

## 【活用事例①】

※ 青字が本補助金の対象経費

地域食材を活用したレストランを開業。店舗改装及びインターネット・SNS広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

## 【活用事例②】

金属加工業を開業。ロボット溶接機械を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

持続化補助金（創業型）事務局HP：

G Biz 1D  
取得

販路開拓を支援する機関の皆様へ

## 令和6年度補正予算

# 「小規模事業者持続化補助金（共同・協業型）」

地域振興等機関が主体的・中心的な役割を担い、  
参画事業者の商品・サービスの改良やブランディング支援に加えて、  
販路開拓の機会の提供を行う取組を支援します

### 【事業概要】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者※（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援。

※ 従業員数が「商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）」の場合5人以下、  
製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

### 【補助上限】

5,000万円

### 【補助率】

参画事業者は2/3、地域振興等機関は定額

### 【補助対象】

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、  
広報費、旅費 など

### 【第2回公募スケジュール】

公募要領公開：2025年12月23日（火）

申請受付開始：2026年1月16日（金）

申請受付締切：2026年2月27日（金）

※第3回公募以降、令和7年度補正予算を活用

## 事前準備から事業終了までの流れ



※申請者は地域振興等機関となります。参画事業者（10社以上）を集めて申請を行って下さい。  
※申請時点で明らかでない経費については、交付申請・決定の段階で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。

### 【地域振興等機関とは】

- 地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①から④のいずれかに該当する機関を指す。
- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織
- ⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

### 【参画事業者とは】

- 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律で定める小規模事業者に該当する者。

### 【本事業における取組】

- ①展示会・商談会の取組  
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②催事販売型の取組  
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③マーケティング拠点の取組  
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

持続化補助金（共同・協業型）事務局HP:



BizID  
取得

# グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和7年度補正予算額 **総額約1,546億円**(国庫債務負担行為等を含む)

通商政策局

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

## 事業の内容

### 事業目的

グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

### 事業概要

#### (1) グローバルサウス未来志向型共創等事業

グローバルサウス諸国において、日本企業が、現地企業と互いの強みを活かしたGX/DX等による社会課題解決の実現や、サプライチェーン強靱化・経済安全保障の確保に資する危機管理投資に繋がる実証事業等への支援を行う。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国等からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

#### (2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業

国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、グローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。

#### (3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業

日本企業が海外進出する際の相手国パートナー企業の育成、高度外国人材の活躍推進、二国間連携・国際協調に資する人材協力を通じて、日本企業の海外展開とグローバルサウス諸国との経済連携強化を推進する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

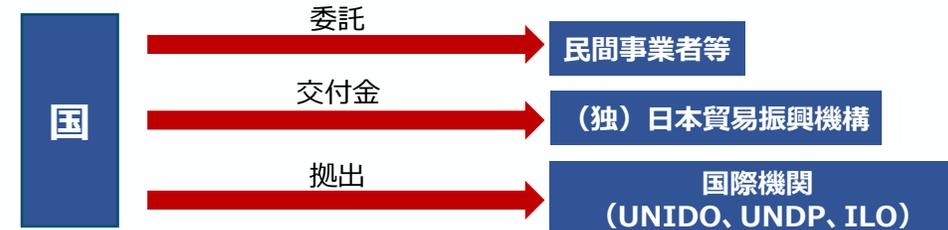
### (1) グローバルサウス未来志向型共創等事業



### (2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業



### (3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業



## 成果目標

- 大型実証、小規模実証、実現可能性調査等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。
- 研修等による人材育成、インターンシップ等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国への海外展開を促進する。

# 事業趣旨

- 激変する国際情勢下において**グローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。**
- また、相手国のニーズが高い**DX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援**することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした**日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。**これら成果を**FOIPの実現にも繋げていく。**

## ＜我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性＞

### ① 成長力の高い市場

2050年には全人口の3分の2がグローバルサウス

2023年インドが中国を逆転

グローバルサウス合計 (インド含む)

インド 中国 EU 米国

出典：三菱総研

### ② 経済安保上重要な相手

- ◆ リチウム  
中国：55%、チリ：30%
- ◆ レアアース  
中国：60%、ベトナム：16%
- ◆ ニッケル  
インドネシア：28%、フィリピン：26%

### ③ 国際秩序形成の鍵

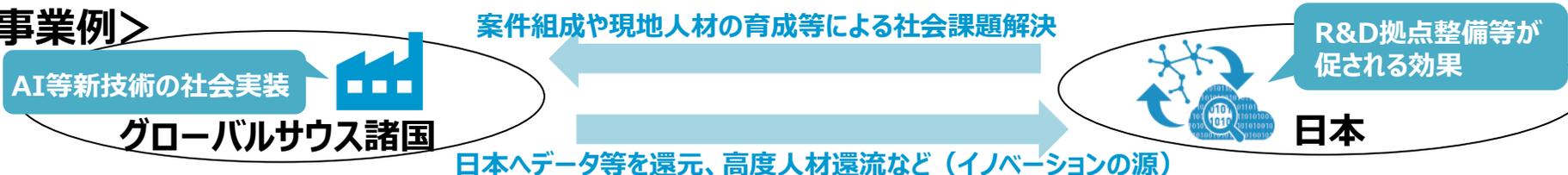
印主催「グローバルサウスの声サミット」  
(2023年1月) 参加国は120以上

露非難決議は、多くの新興国・途上国が露にも配慮してバランスを取る姿勢

※地図上の青塗りは露に非友好国指定されている国・地域 (2022年3月24日時点)

- ◆ グローバルサウスの共通課題である産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等に対し、デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、**日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や社会課題解決のみならず、日本企業のイノベーション創出や技術展開、サプライチェーン強靱化という双方の「win-win」を実現。**
- ◆ **事業収益確保に留まらない、日本の産業構造の高度化、強靱化等に資する案件をFS/実証等通じて支援していく。**

## ＜事業例＞



# 執行スキーム

- ①補助上限40億円の大型実証、② 補助上限 1 億円のFS、③補助上限5億円の小規模実証の3つに分かれる。
- 事業実施期間は、①大型実証は補助交付契約締結又は交付決定から3年間、② FSは交付決定から1年程度、③小規模実証は交付決定から1年半程度（**昨年度までは1年間だった事業期間を拡大**）。

## 大型実証（対ASEAN加盟国）

予算額：505億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：5億円超、40億円以下
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・事業期間：最長3年間  
（ただし、最長でも2030年3月末まで）
- ・スケジュール（予定）：  
公募：3月末～（受付は6月頃を想定）

## 大型実証（ASEAN加盟国以外）

予算額：314億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

## 小規模実証・FS

予算額：152億円

執行団体（公募により選定）

（公募・採択）

事業者等

- ・補助額：FS事業 上限1億円  
小規模実証 上限5億円
- ・事業期間：FS事業 1年間  
小規模実証 1年6ヶ月
- ・補助率：中小企業以外1/2、中小企業2/3
- ・スケジュール（予定）：  
公募：3月末～（受付は4～5月頃を想定）

「令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金（ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）」事業

※担当課が異なるため、  
本資料では詳細割愛（問合せ先は巻末参照）

# スケジュール（イメージ）

大型実証

小規模・FS

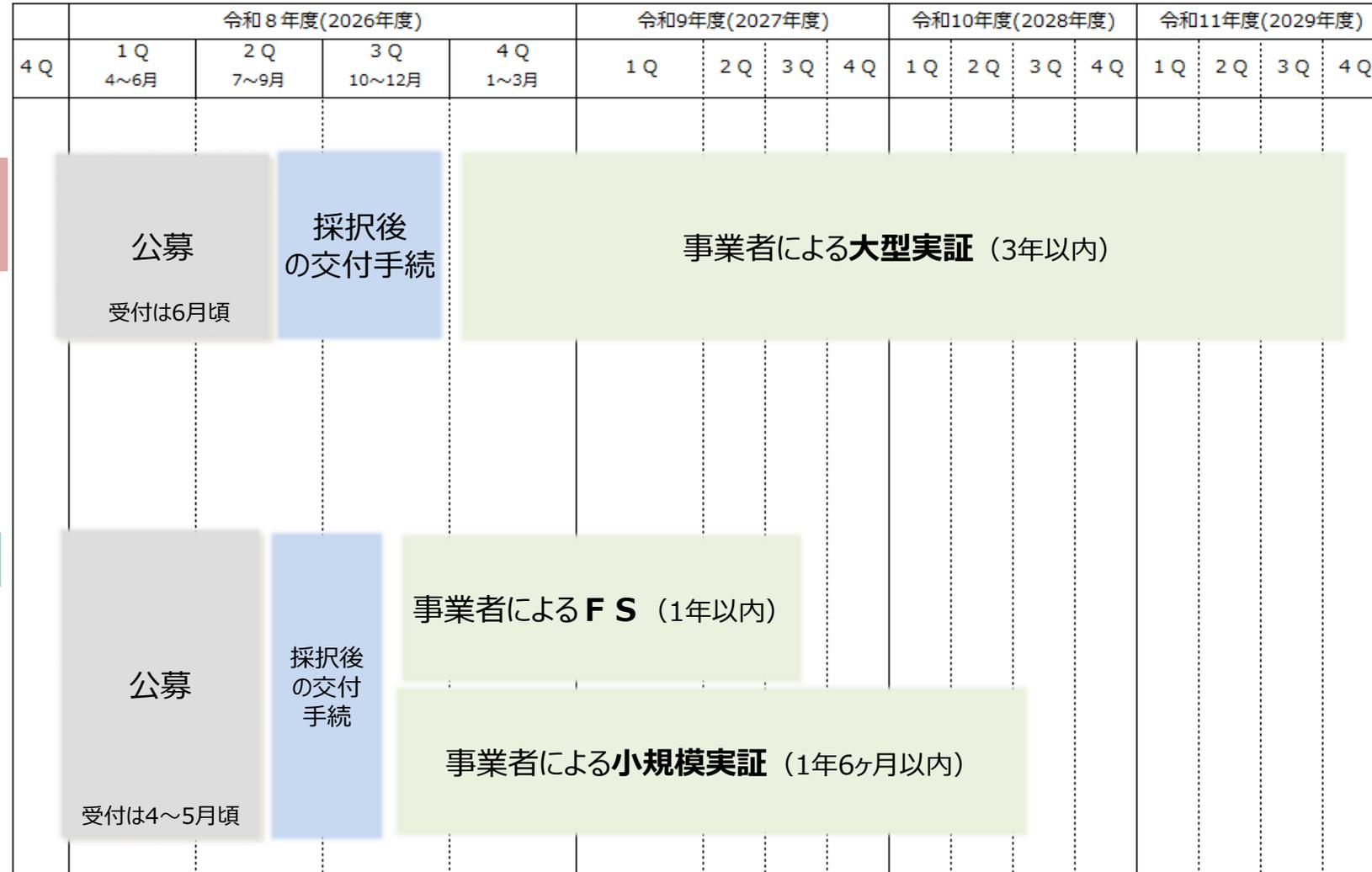
- 現時点での公募のタイミング・事業期間のイメージであり、**今後、変更の可能性あります。**  
※公募の結果によっては追加募集を行う可能性があります。
- 正確な情報は随時公開する募集要領等を参照下さい。

公募～審査～採択発表

採択後の交付手続（交付申請・審査・交付決定）

大型実証  
(ASEAN加盟国/  
ASEAN加盟国以外)

小規模実証・FS



- 令和7年度補正事業では、以下の分野に関する案件を募集する予定です。

## ① G X分野

- ・化石燃料からクリーンなエネルギー利用への転換等GHG排出削減を図る案件

## ② D X分野

- ・デジタル技術を用いて、ビジネスモデルの変革を図る案件

例：エネルギー×DX、航空・宇宙×DX、半導体×DX、医療・ヘルスケア×DX、リサイクル×DX、防災・気候変動×DX、農林水産×DX、交通・物流×DX、都市開発×DX

## ③ 経済安全保障分野

- ・「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令」で指定された「特定重要物資※」に係る案件

※内閣府のHPで確認下さい。

[https://www.cao.go.jp/keizai\\_anzen\\_hosho/suishinhou/supply\\_chain/supply\\_chain.html](https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/supply_chain/supply_chain.html)

## 大型実証事業のみに適用される要件 (※詳細は募集要領をご覧ください。)

- 申請者及び関連会社※が実施する、申請内容と同じ分野・目的の他の海外プロジェクトが存在する場合には、(1)事業環境の違いや(2)主たる技術の差異を精査する。  
※海外子会社（出資比率10%以上）又は海外孫会社（出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）
- 申請者が大企業等の場合は、相手国政府等（中央政府、地方政府、国営企業等）との協力を示すMOUやレターを応募時又は事業開始後1年以内に提出する。
- 採択後にプレスリリース（政府支援の必要性等の記載を含む）を行う。

- **【相手国碑益】**グローバルサウス諸国の産業基盤構築や技術育成、社会課題解決に資するものであること。
- **【日本碑益】**日本の産業構造の高度化、高度技術の海外展開やサプライチェーンの強靱化に資するものであること。具体的には以下 3 類型の少なくとも 1 類型に該当し、**定量的にその効果が示せる**こと。

## 類型① 我が国のイノベーション創出につながる共創型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること  
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・日本へのリバースイノベーションに資すること

## 類型② 日本の高度技術海外展開型 の要件

- ・日本で既に技術的には確立されたものであること
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること  
(又はスケール化を含む事業化にあたっての課題が明確であること)
- ・事業化に至った際に、日本の雇用増加等に繋がること

## 類型③ サプライチェーン強靱化型 の要件

- ・日本の産業構造上重要と考えられる物資を対象とすること  
※特定重要物資に指定されているもの以外でも、サプライチェーン上の重要性が合理的に説明されているものも対象に含みます
- ・該当国において事業に未適用なプロジェクトであること
- ・日本の一国への輸入依存度が高く、本事業を通じた供給構造の変化が日本のサプライチェーン強靱化に資すること

- 本事業における実証とFSの定義は以下のとおり。

## ■ 実証事業の定義

実証事業とは、**実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを、グローバルサウス諸国において、その有効性や経済性などを確認すること**を指します（事業化に向けたスケール化を目指す実証です）。

なお、本事業は研究開発や設備取得を支援する事業ではありません。

※事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分（＝「補助事業に要する経費」－「補助金額」）以上の利益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を賄う以上の利益が出る場合は本事業の対象外です）。

※本事業においては、実証事業にかかる収益納付規定はありません。

### ○対象外となる例

- ・研究開発を行うもの。
- ・設備取得のみで、実証要素のないもの。
- ・日本国内において実証を行うもの。

## ■ FS事業の定義

グローバルサウス諸国において、案件組成段階で事業化の可能性を調査すること。実行可能性、採算性などを調査することを指します。

調査・検討する内容は、事業の外部要因として政治、法制、規制、経済、技術動向、自然環境、社会環境といったマクロ環境と、業界の動向、市場調査、競合状況、財務的可能性(IRRを含む)等の個別案件のミクロ環境の調査を含むものとします。

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

## ■ 補助事業を実施する者

- ① **日本企業**（日本に拠点及び法人格を有している者）※複数者による共同申請も可能
- ② **日本企業の現地法人**（出資比率10%以上の海外子会社又は出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超の海外孫会社）

※現地法人のみによる申請はできません。①の**単独申請**又は①と②の**共同での申請**となります。

※本事業では、①の日本企業と②の日本企業の現地法人による機械設備等の購入・所有が可能です（相手国政府や企業が所有する設備等は補助対象となりません）。

※大型実証では、現地法人（SPC等）設立前の段階でも、応募は可能です。

※①、②に該当しない事業者（現地パートナー等）が委託先・外注先として参画することは可能ですが、委託・外注費の割合は小規模・FSは40%未満、大型実証は50%未満とする必要があります。

## ■ 補助対象経費

人件費、旅費（招聘分含む）、会議費、謝金、機械設備費・システム購入費（※1）、備品費、（借料及び損料）、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費（※2）

（※1）実証事業の場合に補助対象となります。FS事業では計上できません。

補助事業期間終了後も、補助金の目的に沿って事業に活用していただくことが可能です。

（※2）土地・建物の取得費用や自動車・パソコン等の汎用的な物品の購入費用は補助対象外です。

- 正確な内容は各事業の募集要領等でご確認ください。

## ■ 審査・採択

応募書類の要件を満たしているか事務局で確認の上、採択の審査は、第三者委員会において行われます。

## ■ 主な審査基準 等

- ・事業実施期間内に事業が終了するか。FS・実証事業のスケジュールが妥当であるか。
- ・実証事業については実証性があるか。（技術的課題や、事業化にあたっての課題が明確に設定されているか。）
- ・類型1,2,3のうちどれか1つ以上に該当し、日本国内産業を活性化する事業であるか。（日本碑益）
- ・事業実施国の社会課題解決に資するか。（相手国碑益）
- ・補助事業の終了後、3年以内（大型実証）又は5年以内（小規模実証・FS）に事業化が実現可能となる計画となっているか。
- ・過去又は現在、政府等が助成する他の事業と類似又は同一でないか（GS補助金内でも、FS実施後に実証に進むケースは認められますが、同一案件についてのFSや実証を複数回実施するケースは不可です）。

## ■ その他

- ・補助事業終了時に事業の成果に関する報告書を事務局に提出して頂きます。
- ・経産省等の中央官庁・事務局が出席するオンライン報告会を事業実施期間中に複数回実施します。（小規模実証・FSは事業期間中に3回、大型実証は半年に1回程度。）
- ・事業終了後もフォローアップ期間があり、毎年度、事業の進捗状況・成果の報告を求めます。（小規模実証・FSは事業終了後5年間、大型実証は事業終了後3年間。）
- ・取得価格50万円以上の機械・器具等の取得財産は、一定期間（耐用年数）の処分制限があります。この期間内に財産を処分（補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、貸付け又は担保に供すること）する場合には、補助金の一部または全額を納付していただきます。

# (ご参考) 海外プロジェクト支援スキーム全体像 (案件形成から受注まで)



# (参考) これまでの採択事業

## 大型実証

### 【ASEAN】

公募時期	採択件数 (応募件数)	採択事例リンク	
令和5年度一次	13件採択 ( 24件応募)	<a href="#">JETRO</a>	
令和5年度二次	7件採択 ( 14件応募)	<a href="#">JETRO</a>	
令和6年度一次	3件採択 ( 5件応募)	<a href="#">Deloitte</a>	

### 【非ASEAN】

公募時期	採択件数 (応募件数)	採択事例リンク	
令和5年度一次	3件採択	<a href="#">UNIDO</a>	
令和5年度二次	UNIDOにて採択手続き中		
令和6年度一次	2件採択 ( 5件応募)	<a href="#">TOPPAN</a>	

## (参考) これまでの採択事業

小規模・FS			
公募時期	採択件数（応募件数）	採択事例リンク	
令和5年度一次	36件採択（144件応募）	<a href="#">TOPPAN</a>	
令和5年度二次	110件採択（163件応募）	<a href="#">TOPPAN</a>	
令和5年度三次	80件採択（183件応募）	<a href="#">TOPPAN</a>	
令和6年度一次	71件採択（144件応募）	<a href="#">TOPPAN</a>	
令和6年度二次	75件採択（234件応募）	<a href="#">TOPPAN</a>	

# 令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業 問合せ先について

## 大型実証（対ASEAN加盟国）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課  
事務局：未定

## 大型実証（ASEAN加盟国以外）

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課  
事務局：未定

## 小規模実証・FS

担当課：経済産業省通商政策局貿易振興課  
事務局：未定

---

※大型実証／小規模実証・FSの今後の公募予定、過去の採択結果は以下に掲載しています。

[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/cooperation/oda/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/cooperation/oda/index.html)



---

## 令和7年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金 （ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化）事業

担当課：経済産業省通商政策局欧州課  
事務局：未定

## (参考) 令和6年度補正グローバルサウス補助金（小規模実証・FS）の東北地域の採択結果

- グローバルサウス補助金（小規模実証・FS）の東北地域からの採択状況は、1次公募で3件、2次公募で1件。

公募	採択事業者名・県	実施国	事業名称	概要
1次	・セルスペクト株式会社 ・株式会社アイカムス・ラボ ・株式会社 TOLIMS (岩手県)	スリランカ	排水中病原体モニタリングによる浄化槽性能アセスメントに基づくDX型水質管理システムにおける社会実証事業	スリランカの水質浄化と公衆衛生改善を目的に、微生物活性調整剤と非PCR(ポリメラーゼ連鎖反応)型遺伝子解析による統合型水質管理を実証する。
	・ニイヌマ株式会社 ・NIINUMA TOMOFARM CO.,LTD (宮城県)	ベトナム	遠隔支援により高収益農業経営を普及展開するスマート農業経営モデル確立の実証事業	農業において高収益を実現するDXソリューションラインナップとその効率的展開手法を確立する。また、それらを現地法人に導入し生産物を買上げる遠隔スマート農業導入支援の展開の目途をつけるべく、農場運営及び遠隔技術移転に関するFS及び概念実証を実施する。
	・株式会社Lateral Kids (宮城県)	ウズベキスタン	保育運営マニュアル・探究型保育プログラム導入実証事業	日本発の探究型保育プログラムと運営ノウハウを、教育需要が高まる同国の保育施設へ試験導入し、現地文化・教育制度に対応したモデルを実証する。あわせて現地の保育者育成に向けたeラーニング研修体制の構築を行い、継続展開と周辺国への横展開を見据えた事業化を目指す。
2次	・株式会社The IT lab ・株式会社TOLIMS (岩手県)	マレーシア	AI解析による非侵襲がんマーカー診断支援SaaS構築にむけたFS事業	マレーシアと連携し、唾液・血液からのmiRNA・糖鎖マーカーを用いたがんリスク層別化支援サービスの事業化を目指す。

# 海外ビジネス展開支援等事業

## 令和7年度補正予算額 112億円

(1) 通商政策局総務課・貿易振興課・経済連携課・米州課

(2) 通商政策局総務課

(3) 経済産業政策局投資促進課

### 事業の内容

#### 事業目的

米国関税措置に対して、中堅・中小企業の輸出先の多角化や新市場開拓等を後押しするとともに、急変する国際情勢に対応する独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」）の内外拠点強化を通じ、企業の持続的成長に貢献することを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) 中堅・中小企業の海外展開支援

米国関税の影響を受ける中堅・中小企業の販路多角化等への支援ニーズに対し、商社OB等の専門家による伴走支援、越境EC活用の支援、見本市・展示会への出展支援、EPAの利活用促進等、事業者の状況やニーズに応じた多様な支援施策を強化し、新市場開拓を後押しする。また、関税に関する日米間の合意の着実な実施及び影響緩和への対応を実施する。

##### (2) JETROの国内外拠点強化

海外では、新市場開拓に資する拠点の新設や体制強化を行う。国内では、従来十分リーチできていなかった、中小企業の輸出ポテンシャルのある地域に新たに専門家を配置し、企業に寄り添ったプッシュ型の相談対応や、新規市場販路開拓に取り組む企業を発掘を進めるといった、拠点強化にかかる取組を進める。

##### (3) 海外活力の取込み支援

政策の予見性が高く安定したビジネス環境を持つ我が国が投資先として高い評価を得ていることを踏まえ、海外企業の対内直接投資を促進する。これにより、日本国内での雇用創出や地域経済の活性化を図るとともに、海外とのネットワーク拡大による輸出促進等につなげる。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)



(3)



### 成果目標

- 海外展開支援について、海外展開成功企業数2,785件を達成する。
- 事業参加者に対し、JETROが提供した情報について、役立ち度アンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。
- 対内直接投資の促進について、日本貿易振興機構の第六期中期目標の最終年度には、対日投資誘致成功件数を累計378件以上、国内外での協業・連携案件成功件数を累計74件以上を達成する。

# 海外ビジネス・輸出促進事業

## 令和8年度予算(案) 31億円(32億円)

- (1) 通商政策局総務課、経済連携課、貿易振興課、中小企業庁海外展開支援室
- (2)・(3) 通商政策局貿易振興課

### 事業目的・概要

#### 事業目的

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ工程表(令和4年6月7日閣議決定)」にて掲げられている政府目標「2030年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額を35.5兆円とする」に向けて、中堅・中小企業等の海外展開プロセスの進展度合いに応じて、効果的・効率的な支援策を実施するとともに、民間の輸出支援事業者による輸出支援エコシステムの形成を促すことで中堅・中小企業の輸出拡大に繋げ、当該目標に貢献する。

また、日本の貿易プラットフォーム(PF)の利活用を促進し、貿易手続のデジタル化による貿易コストの削減及び貿易データの蓄積を通じて、高効率で強靱なサプライチェーンの構築につなげ、日本の輸出力の強化・産業競争力の強化を図る。

#### 事業概要

我が国企業の海外ビジネスを促進するため、以下の取組を行う。

##### (1) 海外ビジネス強化促進事業

情報提供、相談対応、海外見本市や商談会等による販路拡大、海外ビジネス人材の育成、海外展開に取組む企業のフォローアップ等、輸出・海外進出の実現・発展まで一貫して支援する。

##### (2) 中堅・中小企業輸出支援エコシステム形成事業

中堅・中小企業の輸出拡大につながる民間の輸出支援事業者(地域商社等)同士の連携強化を支援する。

##### (3) 貿易PF活用による貿易手続デジタル化推進事業

貿易手続の効率化に向け、貿易PFの利用拡大を促進するために、企業の貿易PF連携、貿易その他のPF間連携を支援。

### 事業スキーム(対象者、対象行為、補助率等)



### 成果目標・事業期間

事業期間	短期目標	長期目標
(1) 令和7～11年度	情報や商談機会の提供等を通じた中堅・中小企業の海外ビジネスの戦略検討・推進への貢献(商談機会提供18,000件以上等)	中堅・中小企業の海外展開成功件数の創出 5千件以上
(2) 令和7～11年度	事業終了後、育成した輸出支援エコシステムが継続して活動している件数比率 90%以上	事業終了から5年後、育成した輸出支援エコシステムが、支援する企業数を増加させた上で継続して活動している件数比率 50%以上
(3) 令和6～10年度	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 1%	日本の年間貿易取引件数のうち、貿易PFを通じたデジタル化の割合 10%

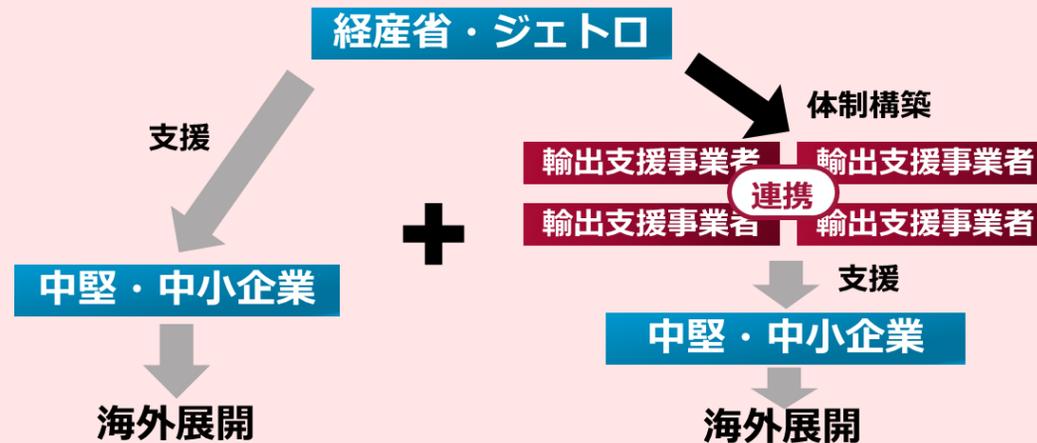
# 背景・課題

## 課題

- ① 公的機関のみでは増加する支援ニーズに数的に対応しきれない
- ② 公的機関では果たせない役割に対するニーズ※があるため、民間の支援体制の構築も重要  
※ 商材の買い上げ、手続代行、輸送費用低減、ニッチな分野の商材の販路開拓など
- ③ ビジネスとして成り立つには、中小企業等のニーズに包括的に対応できる支援体制の構築が必要  
「中堅・中小企業輸出ビジネスモデル実証事業」を通じて明らかとなった課題  
➡ 中堅・中小企業は、プロモーション、販路開拓、通関・規制対応の手続代行等の包括的な一貫支援を望むが、民間の輸出支援事業者は一部に特化した支援が多く、十分に利用されていない。

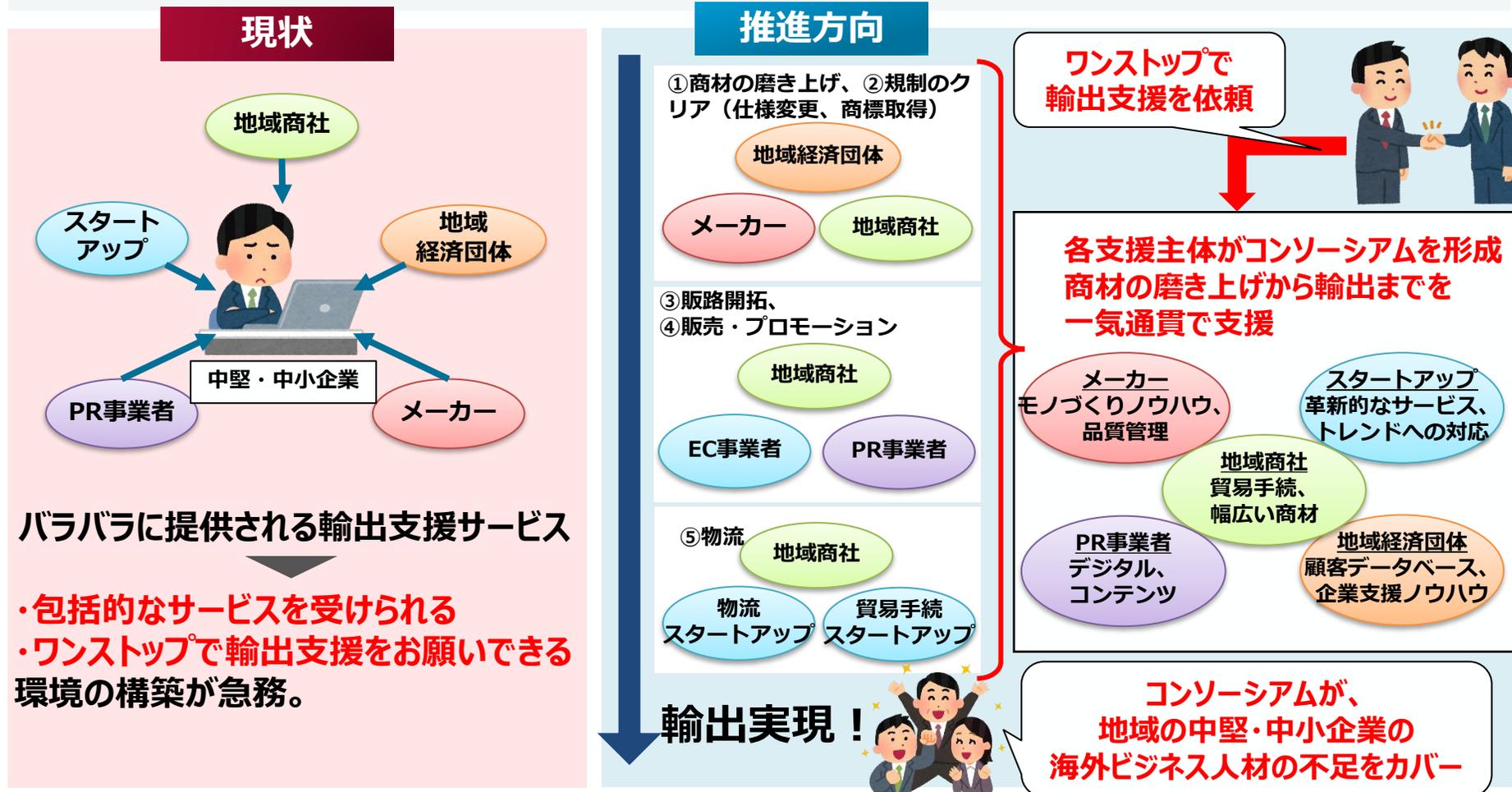
## 推進方向

- 互いの強みを活かし弱みを補完する支援体制の構築を目的として、民間の輸出支援事業者間の連携を軸とした効果的な取組に対し補助。【地域商社等による民間コンソーシアムの形成を促進】
- 一例として、公的機関の対応が特に困難な、農林水産品や工芸品に多いニッチな商材のブランディング・プロモーションを通じて高付加価値化する事業者、地域の商材を取りまとめてロットを確保し物流費用を低減する事業者、通関・規制対応等の手続を代行する事業者等が連携する取組等を重視して採択することも想定。



# 地域商社等を核とした海外展開支援体制の構築

- 中堅・中小企業の輸出支援主体には、多様なプレイヤー（地域商社、スタートアップ、メーカー、PR事業者、地域経済団体等）が存在。一方、各種サービスがバラバラに提供され、中小企業等のニーズに対して包括的に対応できていない点が課題。
- 輸出支援に際して各プレイヤーがそれぞれの強みを活かしたコンソーシアムの形成を支援することで、民間事業者の輸出支援機能の強化と支援対象企業の拡大を図る。



## 詩の国秋田株式会社

### 【事業概要・目標】

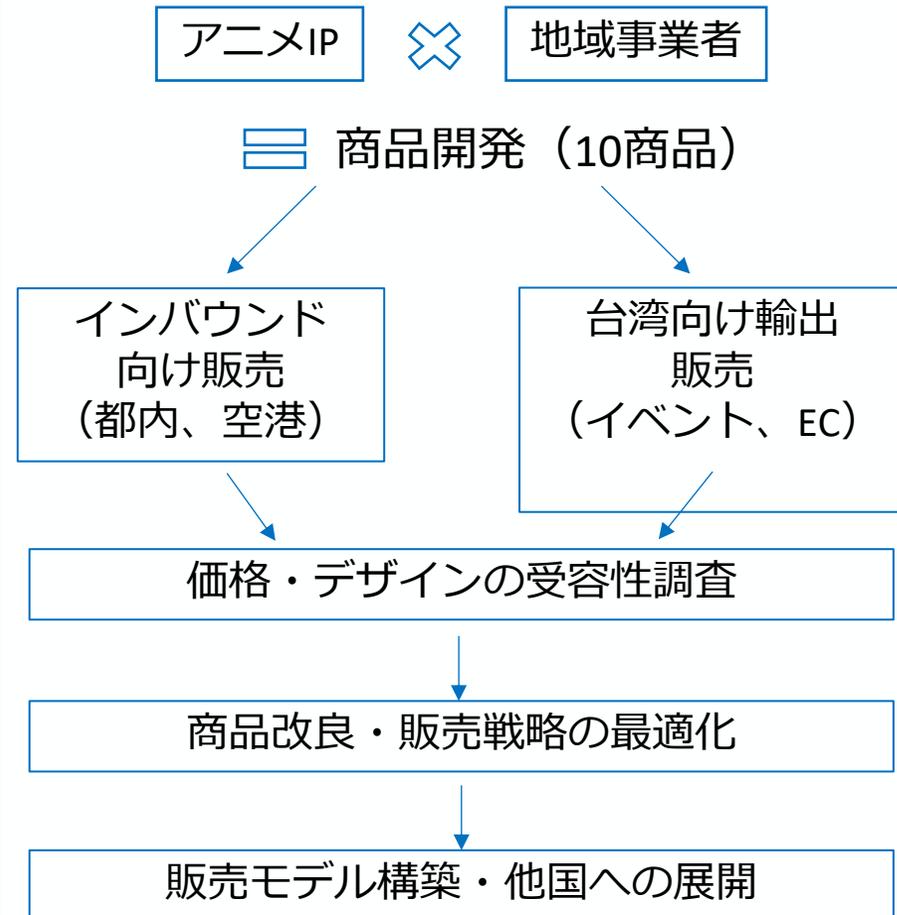
国民的アニメにゆかりのある秋田県・埼玉県・熊本県の地域事業者と連携し、各県の特産品とキャラクターIPを掛け合わせて10商品を開発する。ターゲットは台湾市場。地域産品×IPにより海外需要を取り込むスキームを構築する。

### 【事業項目・内容】

- ・商品開発(アパレル、酒類、加工食品、工芸品)
- ・POP UP販売(東京都内および秋田空港)
- ・秋田県内のホテルにアニメコラボルームを設置
- ・台湾で開催されるイベントでの商品販売
- ・台湾ECサイトでの販売

### 【事業終了後の展望】

台湾およびインバウンド客への販売活動を通じて、価格やデザインへの受容性を調査し、商品改良や販売戦略の最適化を図る。台湾市場で成功モデルを構築し、他国への展開基盤とする。



# 技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業

## 令和8年度予算（案） 35億円（新規）

(1)、(2)、(3)通商政策局技術・人材協力室

(4)通商政策局アジア大洋州課

### 事業目的・概要

#### 事業目的

新興国の技術水準の向上や事業環境整備等に貢献する官民連携による技術協力の実施を通じて、日本企業の新興国市場の獲得と新興国の経済発展の同時達成を図ることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1)研修・専門家派遣・寄附講座開設事業

海外進出先での事業を担う現地人材等の育成のため、民間事業者が人材育成事業を実施するための研修等の費用を補助する。

##### (2)制度・事業環境整備事業

日本企業が新興国でビジネスを展開しやすくなるよう現地の政府、産業界関係者に対する人材育成等を通じ、新興国の制度や事業環境の整備を図る。

##### (3)国際化促進インターンシップ事業

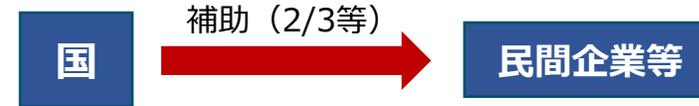
海外展開を目指す企業における高度外国人材の活用を進めるため、海外学生等のインターンシップ受入れ機会を提供する。

##### (4)看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業

経済連携協定に基づく約束を着実に履行するため、看護師・介護福祉士の円滑な受入れに向けた日本語研修を実施する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

#### 事業(1)



#### 事業(2)、(3)、(4)



### 成果目標・事業期間

- (1)「新製品の生産開始、生産移管等に必要な技術・知識の習得がおおむねできたとする研修生の割合90%以上」を目指す。
- (2)「各プロジェクトにて設定した単年度の教育訓練の目的（標的とした受講者の属性、知識及び技能のレベル、人数等）を達成したプロジェクトの割合60%以上」を目指す。
- (3)「インターン受入れ企業において、高度外国人材受入れに必要な社内体制整備に関する計画を達成する企業の割合80%以上」を目指す。
- (4)「研修終了時に必要とされる日本語能力(日本語能力検定N3程度)に達した候補者の割合60%以上」を目指す。

# 研修・専門家派遣・寄附講座開設事業

令和8年度当初「技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業」（案）の内数

技術・人材協力の一環として、日本企業による海外人材育成を支援することにより、海外現地生産拠点への技術移転や能力強化、人材採用の促進を目指す。

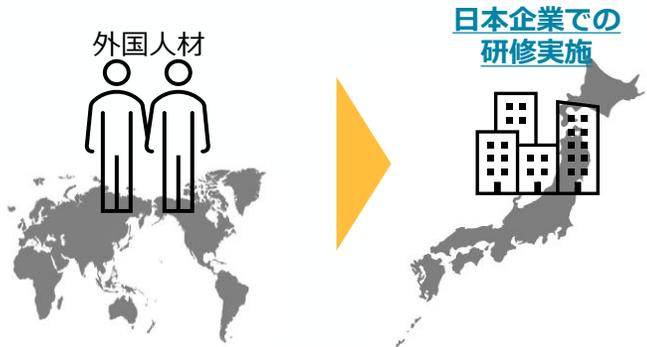
※対象地域：経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定めるODA対象国・地域

1

## 日本での 受入研修

(補助率1/3～2/3 他)

- 企業が実施する外国人材への受入研修  
(日本語座学研修、企業での実務研修)  
を**最長1年**支援



**期待効果**：現地法人の管理等を担う  
人材の育成

2

## 現地・第三国での 海外研修/専門家派遣

(補助率1/3～2/3 他)

- 企業が実施する外国人材への海外現地研修、  
第三国での研修を**最長1年**支援



※アフリカ人材・日本人講師をインドへ派遣し、  
研修を実施する第三国研修の例  
対象国はこの例に限定されない

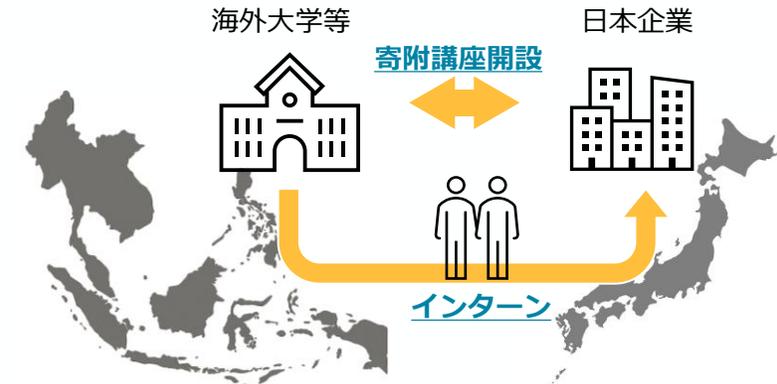
**期待効果**：現地法人の管理等を担う  
人材の育成

3

## 海外大学等での 寄附講座開設

(補助率2/3)

- 企業による海外大学等への寄附講座開設、  
外国人受講生へのインターンシップ提供を支援



※イラストは例であり、対象国はこれに  
限定されない

**期待効果**：現地産業を担う人材の育成  
日系企業での雇用促進

# 国際化促進インターンシップ事業

令和8年度当初「技術・人材協力を通じた新興国との共創推進事業」（案）の内数

- **高度外国人材受入れに意欲的な中堅・中小企業に対し、海外の外国人学生等のインターン受入れ機会を提供。**
- **日本企業の海外展開の促進及び高度な知識・技術を有する外国人材と働くことによるイノベーション創出を目指すとともに、高度外国人材受け入れに必要な企業内の体制整備を促す。**

## 事業概要

- 高度外国人材活用に関心のある中堅・中小企業に対し、インターン受入れ機会を提供。
- インターンは、事務局による書類・面接選考を経た後、企業とのマッチングにより決定。
- 実施にあたり、**企業向けの事前研修の実施、必要手続き（ビザ）、必要経費（渡航費、人材育成支援費）を一部支援。**
- インターン期間中は、受入れ企業での活動のほか、事務局において中間フォローアップ、成果報告会等を開催。インターンに対する相談窓口の設置や日報確認により活動をフォロー。

R7実績	企業	インターン
応募	127社	43,191名
インターン提供	80社	101名 オンライン：22名 対面：79名

### 海外の高度人材



- 日本語能力（N3程度以上）又は英語力を持ち、ODA対象国の人材

選考し、インターン受入れ

### 中堅・中小企業



インターン活動例

- 海外マーケティング
- 外国人向け商品開発
- 通訳・翻訳 等

### 【過年度参加企業へのアンケート結果】

Q:インターン受入の結果、実際に達成できた主な成果について

- ✓ マーケティング・市場分析の実施、売上につながる営業ツールの開発・改良
- ✓ 異文化理解・マネジメント能力の向上

Q:高度外国人材を採用した経営上の成果について

- ✓ 多様性のある組織文化ができる
- ✓ 新規事業・海外事業で活躍してもらえる
- ✓ 外国語の対応の幅が広がった

事業HP : <https://internshipprogram.go.jp/>

# グローバルサウス未来志向型共創等事業

令和7年度補正予算 総額約1,546億円(国庫債務負担行為等を含む)

通商政策局

(1) 貿易振興課、欧州課

(2) 総務課

(3) 技術・人材協力室、南西アジア室

## 事業の内容

### 事業目的

グローバルサウスが抱える課題（DX/GX分野等）を解決することによる同市場の成長力を活かした日本国内産業活性化、米国関税の影響を受ける日本企業の新市場開拓、特定国への依存低減による経済安全保障の確保（サプライチェーン強靱化等）を図る。また、同時にグローバルサウス諸国との経済連携を強化する。

### 事業概要

#### (1) グローバルサウス未来志向型共創等事業

グローバルサウス諸国において、日本企業が、現地企業と互いの強みを活かしたGX/DX等による社会課題解決の実現や、サプライチェーン強靱化・経済安全保障の確保に資する危機管理投資に繋がる実証事業等への支援を行う。また、ウクライナ支援も対象とし、周辺国である中東欧諸国等からの支援も含めて、ウクライナ復興に資する事業を推進する。

#### (2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業

国内産業の活性化や強靱なサプライチェーンの構築等に向け、グローバルサウス諸国とのビジネス関係拡大に資する事業案件を発掘・組成するための現地情報の収集・提供やビジネスイベントの開催等を行うとともに、必要な支援体制を強化する。

#### (3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業

日本企業が海外進出する際の相手国パートナー企業の育成、高度外国人材の活躍推進、二国間連携・国際協調に資する人材協力を通じて、日本企業の海外展開とグローバルサウス諸国との経済連携強化を推進する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

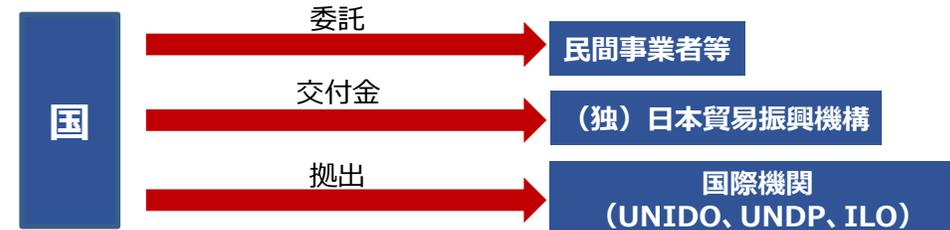
### (1) グローバルサウス未来志向型共創等事業



### (2) グローバルサウス市場開拓に向けた支援事業



### (3) 技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業



## 成果目標

- 大型実証、小規模実証、実現可能性調査等の実施を通じて、将来的な日本企業の海外インフラ等の受注を目指す。
- 研修等による人材育成、インターンシップ等による高度外国人材の獲得・活用等を通じ、グローバルサウス諸国への海外展開を促進する。

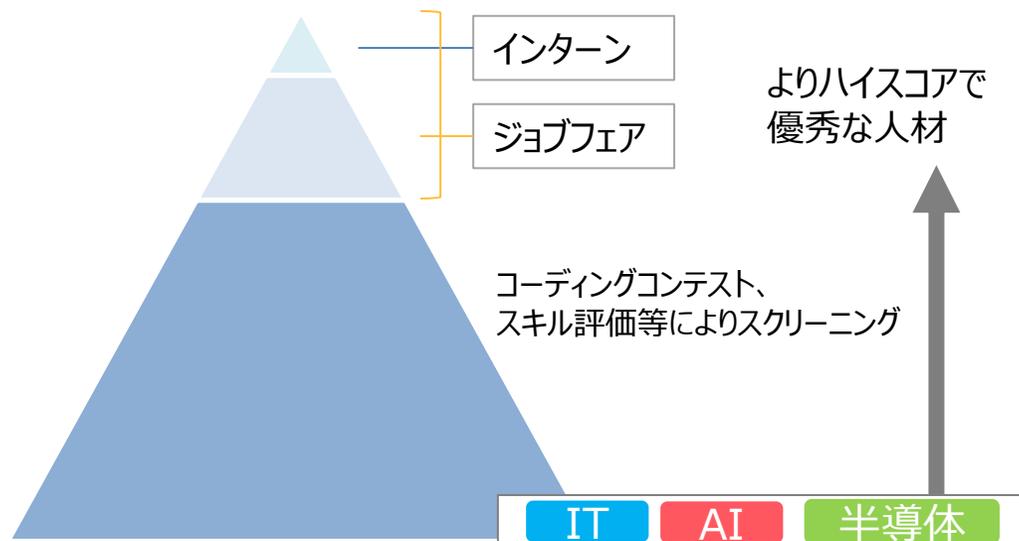
# 優秀なIT・AI人材獲得に向けた人材活躍プラットフォーム事業

令和7年度補正「技術・人材連携を通じたグローバルサウスとの共創事業」の内数

- 昨今の保護主義の高まりを受け、世界的に高度人材の国際移動の流れが大きく変化している中、世界の高度人材の目を日本に向ける好機となっている。 2040年産業構造推計(経済産業省)によると、日本におけるAI・ロボット等の活用を担う人材の不足が懸念されており、このような領域での高度人材確保は喫緊の課題。
- 特にグローバルサウス諸国の優秀なIT、AI、半導体等分野の高度外国人材に向け、スキル評価を行い、上位層を対象として日本企業へのインターンシップや就職促進イベント等を実施し、国内産業の強化・イノベーション創出に繋げる。

## 優秀なIT・AI等人材の確保に向けて

対象とする人材層



## 対象

- 企業：業種・規模は問わない。
- 人材：IT、AI、半導体等の分野で活躍できるGS諸国の理系人材。

## スケジュール想定

- ・ 5月頃 : 人材募集開始  
★企業募集開始
- ・ 6月～7月頃 : スキル評価
- ・ 夏以降 : ★海外大学での就職イベント開催  
→主にインド等の南西アジア地域での開催を想定
- ・ 8月～1月頃 : ★インターンシップ実施  
★オンラインジョブフェア
- ・ 冬以降 : 内定状況調査・フォローアップ

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和7年度補正予算額 3,400億円

(1) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課

(2) 中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

(3) 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (4) 中小企業庁 事業環境部 財務課

(5) 中小企業庁 経営支援部 経営支援課、海外展開支援室、事業環境部 財務課、長官官房 総務課

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業・小規模事業者は、物価高や米国関税による貿易環境の変化、過去最高水準の最低賃金引上げ、人手不足等の課題に直面している。それらに対応するためには、中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を抜本的に強化し、持続的に賃上げを実現していく必要がある。そのため、中小企業・小規模事業者の設備投資等を通じた生産性向上を促進するとともに、生産性が高く一定規模の事業者をターゲットとした大胆な設備投資・付加価値創出を促すための切れ目のない支援を行う。加えて、事業環境の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する総合的なソフト支援を実施する。

#### 事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施。

- (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）  
売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- (2) 中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）  
中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援。
- (3) 小規模事業者持続的発展支援事業（小規模事業者持続化補助金）  
小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援。
- (4) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）  
事業承継・M & Aに際し、設備投資やM&A前後（PMIを含む）での専門家活用費用等を支援。
- (5) 総合的なソフト支援パッケージ事業  
賃上げや米国関税等の影響を受ける中小企業・小規模事業者に対する重点的なハンズオン支援をはじめとした総合的なソフト支援を実施。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (4)



(5)

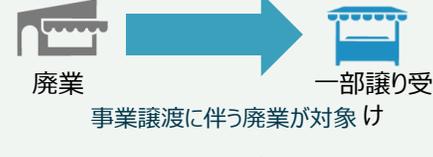


### 成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、賃金等の向上を目指す。

# 令和7年度補正 事業承継・M&A補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

①事業承継促進枠	②専門家活用枠	③PMI推進枠	④廃業・再チャレンジ枠
<p><b>承継前の設備投資等</b>にかかる費用を補助</p>  <p>先代経営者 → 後継者</p> <p>5年以内に予定している 親族内承継、従業員承継等が対象</p> <p>補助率 : 1/2、2/3 補助上限 : 800-1,000万円</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 店舗改装工事費用</li> <li>● 機械装置の調達費用</li> </ul>	<p><b>M&amp;Aにかかる専門家費用</b>を補助</p>  <p>譲り渡し ← M&amp;Aが対象 → 譲り受け</p> <p>■ 売り手支援類型</p> <p>補助率 : 1/3・1/2、2/3 補助上限 : 600万円-800万円、 2,000万円※ ※ : 100億企業要件を満たす場合</p> <p>■ 買い手支援類型</p> <p>補助率 : 1/2、2/3 補助上限 : 600万円-800万円</p> <p>■ 小規模売り手支援類型</p> <p>補助率 : 2/3 補助上限 : 450万円</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● M&amp;A仲介業者やFAへの手数料等</li> <li>● デューデリジェンスに係る専門家費用</li> </ul>	<p><b>M&amp;A後のPMIにかかる専門家費用 や設備投資</b>を補助</p>  <p>譲り渡し ← M&amp;Aが対象 → 譲り受け</p> <p>■ PMI専門家活用類型</p> <p>補助率 : 1/2 補助上限 : 150万円</p> <p>■ 事業統合投資類型</p> <p>補助率 : 1/2、2/3※ 補助上限 : 800-1,000万円 ※ : 中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● PMI専門家への委託費用</li> <li>● 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用</li> </ul>	<p><b>承継時に伴う廃業</b>にかかる費用を補助</p>  <p>廃業 → 一部譲り受け 事業譲渡に伴う廃業が対象</p>  <p>廃業 → 新規事業 廃業後の再チャレンジが対象</p> <p>補助率 : 1/2、2/3 補助上限 : 300万円</p> <p>【対象経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃業支援費、在庫処分費、解体費、 現状回復費、<b>土壌汚染調査費</b></li> </ul>

※赤字は令和7年度補正予算にて拡充予定。  
※公募回によっては、各枠の内容を変更する場合がありますので、必ず公募要領をご確認ください。なお、専門家活用枠の小規模売り手類型は15次公募以降での実施を予定しています。

# 令和7年度補正予算「事業承継・引継ぎ補助金」(チラシ)

令和7年12月時点版

事業承継・M&Aを目指す皆様へ

令和7年度補正予算

## 「事業承継・M&A補助金」

で中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、  
事業承継に際しての設備投資や、  
M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

事業承継促進  
枠

- 5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します

専門家活用  
枠

- M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します
- 小規模事業者向けの類型を新設します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

PMI推進  
枠

- M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

廃業・  
再チャレンジ  
枠

- 事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費・土壌汚染調査費等）を補助します

※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和7年度補正の予算案成立が前提であり、内容が変更になることがあります。

### 事前準備から事業終了までの流れ

事前準備	公募開始～交付決定	補助事業実施①～補助金の交付	補助期間終了後
課題の把握 事業計画の検討	公募申請期間 公募要綱公開 申請受付開始 申請締切 審査 採択 交付申請 交付決定	補助事業実施期間 補助事業開始 実績報告 補助事業完了 実績報告 補助金の請求 補助金の請求 確定検査 補助金の交付②	3～5年前 事業計画実施期間 事業化状況報告

※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。  
※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

### 支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継、従業員承継等を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の値上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円 <sup>※1</sup> 、 2,000万円 <sup>※2</sup> 売り手支援類型： 600～800万円 <sup>※1</sup> 、 小規模売り手支援類型： 450万円 ※1：800万円を上限に、DO費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の値上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	300万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買い手支援類型： 1/3・1/2、2/3 <sup>※1</sup> 売り手支援類型： 1/2、2/3 <sup>※2</sup> 小規模売り手支援類型： 2/3 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/3、1,000万円超の部分は1/3 ※2：①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2、2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2、2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、PMI推進枠と併用申請する場合は、各事業における事業員の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、土壌汚染調査費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

スケジュール

準備が整い次第、速やかに公募を開始。  
※決定次第、ポータルサイトに掲載いたします。

ポータルサイトはこちらでご確認ください

# 中小企業支援事業のうち、 （１）中小企業活性化・事業承継総合支援事業 令和8年度予算（案） 139億円（144億円）

（１）中小企業庁 事業環境部 金融課  
（２）中小企業庁 事業環境部 財務課

事業の内容
<p><b>事業目的</b> 財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。</p> <p><b>事業概要</b> （１）中小企業活性化事業 全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が、再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、外部専門家を含めた個別支援チームにより金融機関との調整等を行い、再生計画の策定支援等を実施する。また、事業再生が極めて困難であっても、意欲のある経営者等が円滑に再チャレンジできるよう、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理等を通じて支援する。</p> <p>（２）事業承継総合支援事業 全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、M&amp;A支援機関の登録制度といった事業承継・引継ぎ推進に係る基盤整備を実施する。</p>

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）
<p>（１）、（２）ともに以下の事業スキームにて運用</p> <pre> graph LR     A[国] -- 委託 --&gt; B["産競法(※1)に基づく認定支援機関等(商工会議所等)(※2)"]     B -- 相談対応等 --&gt; C[中小企業・小規模事業者]             </pre> <p>（※１）産業競争力強化法 （※２）（１）は中小企業活性化協議会 （２）は事業承継・引継ぎ支援センター等</p>
成果目標
<p>（１）中小企業活性化事業 二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9%（過去3年間の平均）以下に抑制することを目指す。</p> <p>（２）事業承継総合支援事業 全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。</p>

# 中小企業活性化・事業承継総合支援事業

(1) 中小企業庁 事業環境部 金融課

(2) 中小企業庁 事業環境部 財務課

## 令和7年度補正予算額 74億円

### 事業の内容

#### 事業目的

財務上の問題を抱えている中小企業等に対して、収益力改善・事業再生等を支援するとともに、後継者不在の中小企業等に対しては、事業承継・事業引継ぎを支援することで、地域の経済と雇用の基盤を支えることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) 中小企業活性化事業

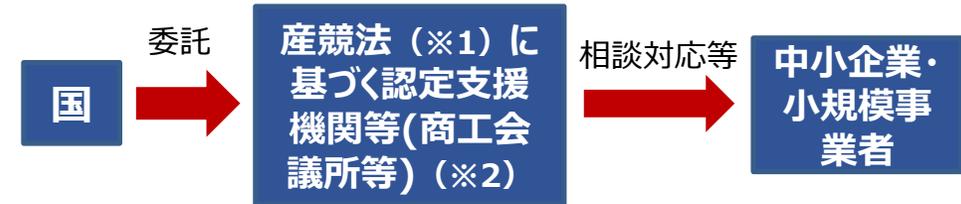
全国の認定支援機関に設置された中小企業活性化協議会において、常駐専門家が再生等支援に関する相談を受け、課題解決に向けたアドバイスを実施する。そのうち、財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、再生計画策定支援等を実施する。また、再生計画等策定後3年間のモニタリングを行うことで、計画の進捗状況や業況の変化等を把握し、必要に応じて次の支援策に繋げる等、協議会の伴走支援機能を強化する。

##### (2) 事業承継総合支援事業

全国の認定支援機関等に設置された事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、後継者不在の中小企業・小規模事業者と事業等の譲受を希望する事業者とのマッチング支援や、プッシュ型の事業承継診断・事業承継計画の策定支援等を実施する。地域の事業承継を促す普及啓発や、中小M&A市場の健全化に係る基盤整備を実施する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1)、(2)ともに以下の事業スキームにて運用



(※1) 産業競争力強化法

(※2) (1) は中小企業活性化協議会  
(2) は事業承継・引継ぎ支援センター等

### 成果目標

#### (1) 中小企業活性化事業

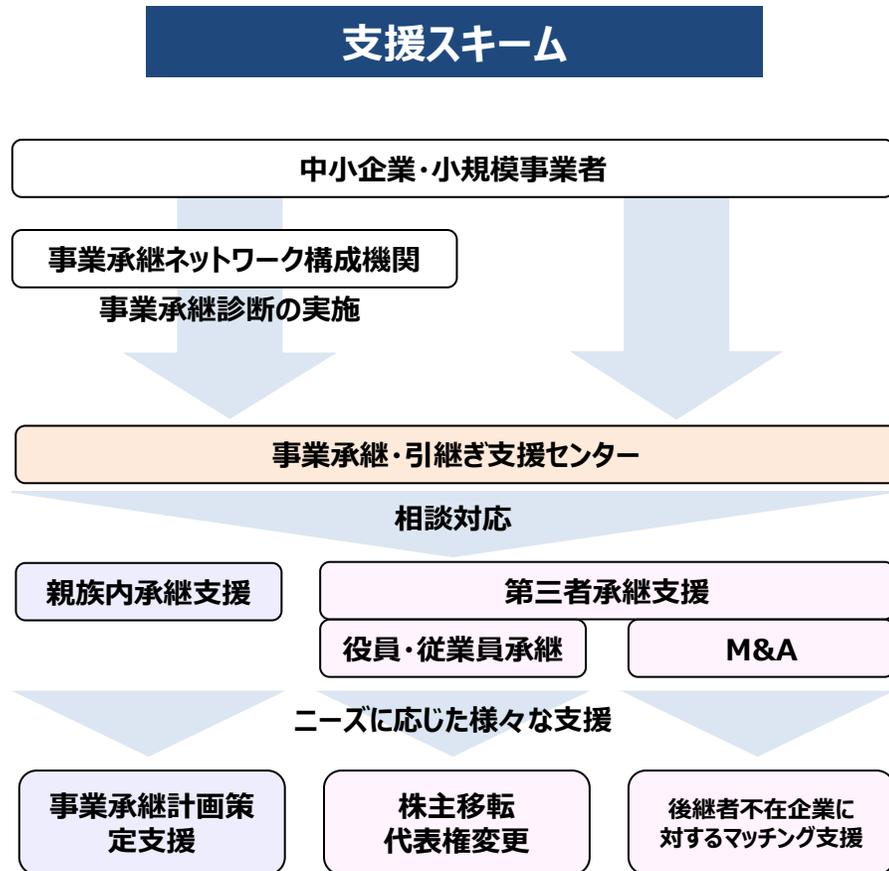
二次破綻率(再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率)を1.9% (過去3年間の平均) 以下に抑制することを目指す。

#### (2) 事業承継総合支援事業

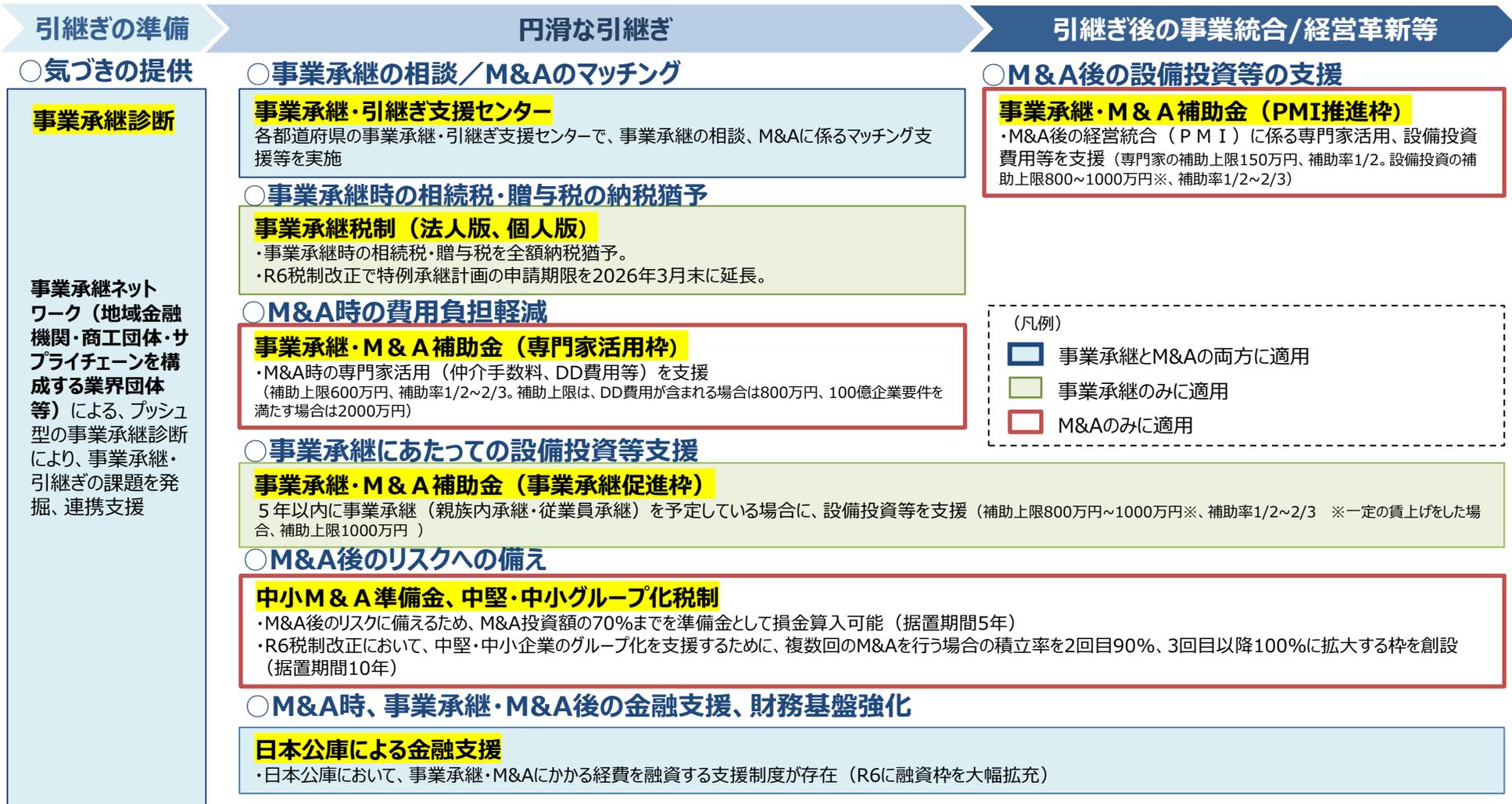
全国の事業承継・引継ぎ支援センターにおいて、3,400件の成約を目指す。

# 事業承継・引継ぎ支援センターによるワンストップ支援

- 全国47都道府県に設置した「事業承継・引継ぎ支援センター」では、親族内承継・第三者承継問わず、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで実施。
- 事業承継・引継ぎ支援センターの相談件数・成約件数ともに増加傾向で、令和5年度には相談件数が23,722件、成約件数が3,581件に達した。



## (参考) 中小企業の事業承継・引継ぎ (M&A) に関する予算・税制等の主な支援策



# 後継者支援ネットワーク事業

令和8年度予算（案） **3.5億円（4.0億円）**

## 事業の内容

### 事業目的

地域に根ざした中小企業の次期経営者となる後継者の既存の経営資源を活かした新規事業や事業再構築に向けた取組等を支援することで、地域経済の新陳代謝を図るとともに、日本、世界で活躍する地域の核となる事業者の輩出を目指す。

また、後継者支援に様々な支援機関等がかかわることで、後継者支援のエコシステムが自ずと生まれるなどの波及効果を生まれることを期待する。

### 事業概要

後継者による既存事業及び経営資源の活用を踏まえた新規事業等の企画・実行に向けた具体的な行動を引き出すため、後継者向けのピッチイベントを全国大で開催する。

具体的には、地域に根ざしている支援機関等を巻き込みながら、後継者の掘り起こしを行い、地方大会への参加者を増やしていくとともに、大会参加者については、先輩経営者等から事業計画の磨き上げを受けることで、決勝大会に進出する後継者のレベルを引き上げていく。加えて、決勝大会で優秀な成績を収めた後継者については、その後も経営指導を受けられる体制を構築する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

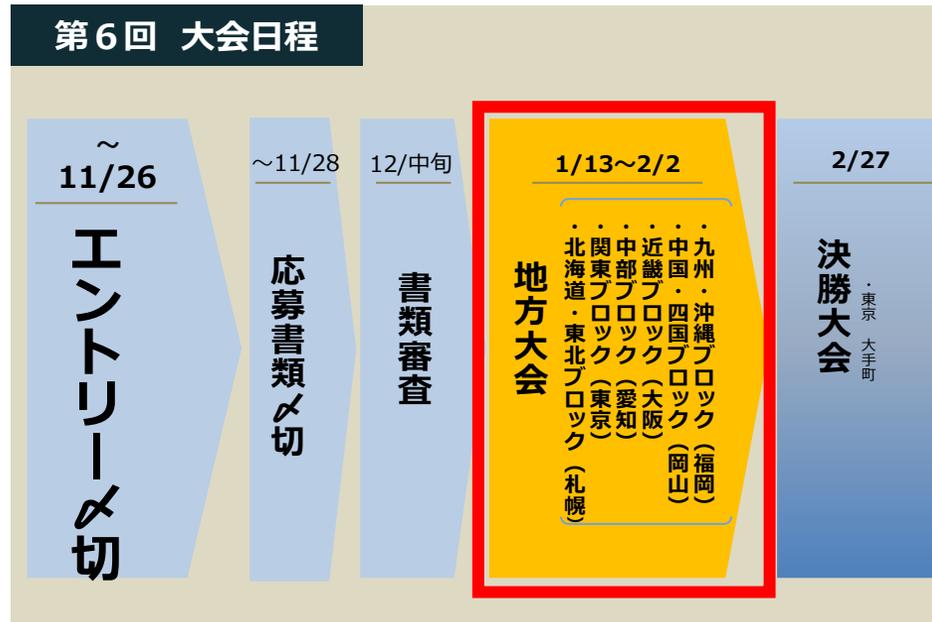


## 成果目標

令和12年度までに、120件の新規事業展開や事業拡大を目指す。

# 「第6回 アトツギ甲子園」概要

- 「アトツギ甲子園」は、早期の事業承継と事業承継を契機とした成長を促進する観点から、**39歳以下の中小企業の後継予を対象に、既存の経営資源等を活かしたビジネスプランを競うピッチコンテスト**。今年度で第6回の開催。
- 書類審査の通過者による**地方大会を6ブロック**で開催。**各地方大会で経済産業局長賞、優秀賞を受賞した18名が決勝大会**に進出。決勝大会において、**経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞、イノベーション・環境局長賞**等を授与予定。
- ファイナリスト等はメディア露出も増加し、**取引先増、事業拡大、事業への理解向上、事業の推進への好影響**にもつながっている。アトツギ甲子園エントリーや出場が、**現経営者との承継に向けた踏み込んだ話し合いや事業化に向けた具体的な調整が進むきっかけ**に。



## 最優秀賞者や優秀者等への特典

- 最優秀賞には**経済産業大臣賞**授与。非常に優秀な者に**中小企業庁長官賞**授与
- 本年度からは、地方ブロック大会で最も優れた者を対象として**経済産業局長賞、特に表彰すべきとした者に優秀賞を新設**
- 出場者は公式サイト特設ページでの紹介の他、複数のメディアにも掲載。
- 大会出場者、ファイナリスト等それぞれに対して、**補助事業における優遇措置等を実施**

<令和7年度第6回大会における補助事業優遇措置>

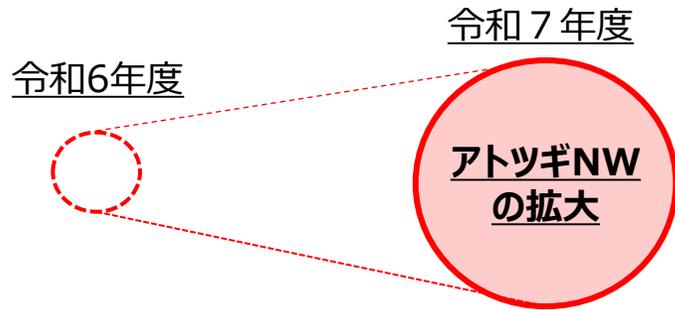
- 中小企業省力化投資補助金一般型
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 事業承継・M&A補助金
- Go-tech事業 (成長型中小企業等研究開発支援事業)
- 中小企業新事業進出補助金
- 小規模持続化補助金の加点措置、事業承継・M&A補助金の重加点措置



# (中小課) 東北管内におけるアトツギネットワーク構築促進事業 (課題・取組内容)

反省点  
・  
改善点

- 令和6年度東北管内におけるアトツギネットワーク構築促進事業において、モデル事業として、アトツギ・支援者双方にアプローチする企画を実施。アトツギや支援者同士のコミュニティ形成への機運醸成となるが、東北全域でのアトツギネットワークの構築には至れていない状況。
- 継続的にアトツギや支援者同士が意見交換をする場が東北にはまだなく、さらなるアトツギネットワーク構築の必要性が課題として挙げられた。
- 支援者側からは単発イベントではなく、継続的な支援の輪、場作りが重要という意見が挙げられる一方、アトツギの掘り起こしは1支援機関だけでは難しく、金融機関や商工団体地域内での支援者の「仲間」づくりが必要であるといった声も挙げられた。



- モデル事業としてセミナーやコミュニティ形成に寄与する取組等を実証する、
- 年に数回、各モデル事業参加アトツギ・支援者の交流機会を設け、セレンディピティな出会いの場を創出

令和7年度は、コミュニティ形成が進んでいない地域を中心とし、東北全域でのアトツギネットワーク構築。さらには支援機関同士のネットワーク・「仲間」づくり支援を行い、支援機関同士が連携できる地域の発掘・ネットワーク全体での自走化を進めていく。  
令和8年度以降は新たな後継者輩出にも繋げていく。

## 【令和7年度プログラム】

### 【1.アトツギ支援プログラム】

- [対象] アトツギ
- アトツギ同士のネットワーク構築及び課題解決に資する支援プログラム (財務知識、先輩アトツギとの交流、知的財産勉強etc...)
- 東北管内のアトツギ10名程度を対象とし、計4回程度、うち1回は対面開催

### 【2.アトツギコミュニティ形成促進イベント】

- [対象] アトツギ・アトツギ支援者
- アトツギ甲子園出場経験者等に登壇してもらい、東北全域でのアトツギネットワーク構築促進を想定 (アトツギ甲子園出場者増加へ繋げる)
- 東北管内で2回程度実施。各回原則70名以上参加可能な規模で開催 (11月・3月頭)



## [参考資料]



令和7年度開催イベント